

平成 30 年度 住宅市場整備推進事業

住宅建築技術国際展開支援事業  
を行う事業者の募集についての公示

平成 30 年 9 月 25 日

国土交通省住宅局長 石田 優

平成 30 年度住宅市場整備推進事業のうち住宅建築技術国際展開支援事業を行う補助事業者の募集について公示する。

1. 事業概要

(1) 事業名

住宅建築技術国際展開支援事業（うち事業環境整備）

(2) 事業目的

我が国の優れた住宅建築制度・基準、産業、技術を新興国等において展開・普及することにより、対象国の住宅建築水準の向上及び両国関係の強化を図るとともに、我が国の住宅建築産業の継続的成長に繋げることを目的とする。

(3) 事業内容

次の①～②の事業区分ごとに補助金交付候補者を選定するため、提案者は事業ごとに提案書を作成するものとする。

なお、相手国からの要請を前提とするため、対象国を例示以外の国とする事業については事前に当方に確認すること。

① 新興国等への事業展開に関するフィージビリティスタディ（事業化調査）等（対象国：インドネシア等）

住宅建築分野の産業の海外展開の推進の観点から必要となる、諸外国に関する以下の事項についての調査。

- ・土地・建物制度（権利関係等）、法規制、許認可、資格制度（設計者・監理者等）、ガイドライン、条例等の運用状況
- ・我が国企業が対象国で事業を展開するに当たっての課題抽出

※ 調査結果・成果については、日本の住宅建築分野の企業等に広く共有すること。

② 新興国政府職員等を対象とする建築物の耐震構造・耐震設計等に係る技術見学会、制度研修会、セミナー、ワークショップ等の企画・開催（対象

国：フィリピン等)

新興国の制度・基準策定機関の政府職員等を対象にした、技術見学会、制度研修会、セミナー、ワークショップ等の企画・開催など、新興国に対する我が国住宅建築基準・技術の普及を促進するための事業を行うこととする。

対象国をフィリピン等とし、新興国において建築材料・施工等に関する調査・ヒアリング等により現地の実状を踏まえた上で、建築物の耐震構造・耐震設計等に係るセミナー、ワークショップ等を行う事業であることを必須要件とする。

※ 調査結果・成果については、日本の住宅建築分野の企業等に広く共有すること。

#### (4) 事業期間

本事業の事業期間は、以下を予定している。

平成30年10月～平成31年3月15日

## 2. 公募期間

平成30年9月25日(火)10時00分～平成30年10月10日(水)18時00分  
(必着)

## 3. 公募対象事業者の要件

次の(1)～(4)までの全ての条件を満たすことのできる民間事業者等とする。

- (1) 公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。
- (2) 知り得た情報の秘密の保持を厳守すること。
- (3) 補助事業を適確に遂行する技術能力を有し、かつ、補助事業の遂行に必要な体制を有していること。
- (4) 補助事業に係る経理その他の事務について適確な管理体制及び処理能力を有すること。

## 4. 補助金の額

定額とする。

## 5. 提案の手続き等

### (1) 説明書の交付期間、提案書の提出期限等

#### (イ) 説明書の交付期間

平成30年9月25日(火)10時00分～平成30年10月5日(金)18時00分

#### (ロ) 説明書の交付方法

説明書の交付を希望する場合は、予め下記(ニ)の担当まで事前連絡を行い、手交、FAX又は電子メールにより交付。

(ハ) 提案書の提出期限

平成 30 年 10 月 10 日(水)18 時 00 分まで (必着)

(ニ) 提案書の提出先

国土交通省住宅局総務課 国際室 杉田、薬師寺

〒100-8918 東京都千代田区霞が関 2-1-3

電話 03-5253-8111(内線39-177、39-176) F A X 03-5253-1630

電子メール sugita-t22m@mlit.go.jp

(ホ) 提案書の提出方法

持参又は郵送の場合は、上記(ハ)の期限までに3部を提出すること。なお、郵送の場合は、書留郵便等の配達記録が残る方法に限る。(提出期限必着)

電子メールの場合は、上記(ハ)の期限までに電子ファイルを提出し、後日、押印文書を1部郵送すること。

(2) 担当部局

国土交通省住宅局総務課 国際室

電話 03-5253-8111(代) (内線 39-177、39-176)

※応募に関する質問は、説明書に記載した方法(郵送、電子メール等)により、上記担当あてに行うこと。(来訪等による問い合わせには対応しない。)

## 6. 審査方法

提出された提案書等について書類審査等を行い、事業がよりの確かつ効果的に実施されると判断された者を予算の範囲内で採択する。この際、必要に応じて、ヒアリングを実施することができるものとする。

## 7. その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 関連情報を入手するための照会窓口 5(1)に同じ。

(3) 応募書類の作成、提出に係る費用は、提出者側の負担とする。

(4) 提出された応募書類は、当該申込者に無断で二次的な使用は行わない。

(5) 応募書類に虚偽の記載を行った場合は、当該応募書類を無効にするとともに、申込者に対して、補助事業者の取消を行うことがある。

(6) 採用された応募書類は、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」(平成 11 年法律第 42 号)において、行政機関が取得した文書について、開示請求者からの開示請求があった場合は、当該企業等の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象となる場合がある。提案書は原則返却しない。なお、返却を希望する場合は、その旨を提案書の提出時に申し出ること。

(7) 詳細は説明書による。